

1 議事日程（5日目）

〔平成20年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成20年3月21日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第7号 字の区域の変更について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第8号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第3 議案第9号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について（環境厚生常任委員会）
- 日程第4 議案第10号 太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第12号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第6 議案第13号 太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第14号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第15号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第16号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第17号 太宰府市各種学校等奨学金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第11 議案第18号 太宰府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第12 議案第19号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第13 議案第20号 太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第14 議案第21号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第15 議案第22号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第16 議案第23号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）

- 日程第17 議案第24号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第18 議案第25号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第19 議案第26号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第20 議案第27号 太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第21 議案第28号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（分割付託）
- 日程第22 議案第29号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第23 議案第30号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第24 議案第31号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第25 議案第32号 平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第26 議案第33号 平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第27 議案第34号 平成20年度太宰府市一般会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第28 議案第35号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第29 議案第36号 平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第30 議案第37号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第31 議案第38号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第32 議案第39号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第33 議案第40号 平成20年度太宰府市水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第34 議案第41号 平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第35 議案第44号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第36 発議第3号
(H19.9月上程分) 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第37 請願第1号
(H19.9月上程分) 生活道路安全確保に関する請願（建設経済常任委員会）

日程第38 請願第1号 JR不採用問題の早期解決を求める請願（環境厚生常任委員会）

日程第39 意見書第1号 介護労働者の待遇改善を求める意見書（環境厚生常任委員会）

日程第40 意見書第2号 道路整備の早期かつ着実な推進に関する意見書

日程第41 議員の派遣について

日程第42 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	原田久美子	議員	2番	藤井雅之	議員
3番	長谷川公成	議員	4番	渡邊美穂	議員
5番	後藤邦晴	議員	6番	力丸義行	議員
7番	橋本健	議員	8番	中林宗樹	議員
9番	門田直樹	議員	10番	小柳道枝	議員
11番	安部啓治	議員	12番	大田勝義	議員
13番	清水章一	議員	14番	安部陽	議員
15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
17番	田川武茂	議員	18番	福廣和美	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	不老光幸	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	石橋正直
協働のまち 推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	関岡勉
健康福祉部長	松永栄人	子育て支援 担当部長	村尾昭子
建設経済部長	富田讓	会計管理者併 上下水道部長	古川泰博
教育部長	松田幸夫	監査委員事務局長	木村洋
総務・情報課長	木村甚治	経営企画課長	今泉憲治
市民課長	武藤三郎	福祉課長	新納照文
都市計画課長	神原稔	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	浅井武

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第7号「字の区域の変更について」及び日程第2、議案第8号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1及び日程第2を一括議題とします。

日程第1及び日程第2は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に付託されました議案第7号「字の区域の変更について」及び議案第8号「市道路線の認定について」、一括してその主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第7号についてです。

本議案については、通古賀土地区画整理事業の施行に伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったことから、字の区域の変更をすると執行部から補足説明がありました。

委員から現地の現況と行政区について質疑があり、回答では、スーパーが1棟、マンションが1棟建築中で、住宅は30戸ほどが入居あるいは建築中で、行政区については通古賀区であるとのことでした。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第7号については、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号「市道路線の認定について」、主な審査内容と結果を報告いたします。

今回提案されました市道路線の認定は7路線です。田中7号線、田中8号線、三浦7号線の3路線は、開発により帰属を受けた路線で、六反田道川久保線、フケ・水城駅第1支線、秋山3号線、東蓮寺1号線の4路線は路線整備されている路線の認定を行うものと執行部から説明

を受け、各路線について現地調査を行いました。現地では、路線ごとに執行部からの補足説明を受けながら審査いたしました。

現地調査終了後、本議案に対する質疑、討論を行いました。ともになく、採決の結果、議案第8号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第7号「字の区域の変更について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第7号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時05分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第8号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第8号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議案第9号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について**

○議長（不老光幸議員） 日程第3、議案第9号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第9号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本議案につきましての実施区域は、吉松区及び向佐野区のそれぞれの一部で、昨年住居表示を実施した区域との境界、高速道路、県道福岡筑紫野線、それから大野城市との境界で区分し、実施方法は、太宰府市住居表示実施基準要綱第2条に基づき、街区方式により住居表示を実施するというので、議会の議決を求められたものです。

また、本件は、既に太宰府市住居表示審議会への諮問を経て、原案のとおり実施すべきものとの答申を得ているということです。

今後の町割り、町名につきましては、地元合同役員会、そして再度住居表示審議会を経まして、市議会6月定例会において提案される予定で進行しているとのこと。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第9号につきましては、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第9号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第10号 太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について

○議長（不老光幸議員） 日程第4、議案第10号「太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第10号「太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第10号については、今回、学校教育法の改正、教育事務委託を行う対象地区の住居表示による名称変更並びに規定内容を統一するために規約を全部改正することについて、筑紫野市と協議するために提案を行うものとの補足説明がありました。

委員からはどの小・中学校で受け入れをしているのか、そしてその人数、また児童・生徒の受け入れを行う際の交付税の算定基礎額、就学援助を受ける児童・生徒についての学校と筑紫野市との連携について質疑があり、水城西小学校、学業院中学校、太宰府西中学校で受け入れを行っており、児童数は平成18年度で小学校33名、中学校が16名である。交付税の費用単価は、小学校が9万470円、中学校が9万5,470円、就学援助の申請があった場合は学校長が受け付けをし、筑紫野市の担当部署に申請を行うこととなっており、それぞれ住居のあるところで行うこととなっているとの報告を受けました。

さらに、宇美町とも教育事務委託に関する協定を結んでいるが、その規約の改正はどうなっているのかとの質疑があり、規約の改正も条ずれがあるのみのため、議会の議決を必要としないこと、現在教育事務の委託を受けている児童・生徒はいないこと、今後宇美町との教育事務委託について先方とも協議を行っていききたいとの報告を受けました。

その他、関連した質疑が行われました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第10号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第12号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について

○議長(不老光幸議員) 日程第5、議案第12号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第12号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本議案は、提案理由のとおり、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市が行うべき高齢者医療の事務について定めるものです。

この条例の主なものは、申請や届け出の窓口に関する事務の規定、保険料の徴収に関する事務の規定、保険料を徴収される対象被保険者及び普通徴収に係る保険料の納期に関する規定、その他であります。

また、附則におきまして、社会保険の被扶養者であった方の普通徴収での納期を定めております。

質疑におきましては、督促状は納税課の収納事務と同様のシステムで行うこと、長期滞納とは期限から1年以上滞納されていること、様々な条件において保険料の軽減措置が設けられていること、保険料は2年ごとに見直しをされること等の回答を得ました。

また、討論では、福岡県の保険料の均等割の率は全国で2番目の高さで、保険料は全国1位となっており、お年寄り対象の負担増が拭えない中で、賛成することはできないという反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第12号につきましては、委員大多数賛成で原案のとおり可

決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第12号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について」に反対討論をいたします。

総務文教常任委員会に付託された議案第19号国民健康保険税条例の一部改正は、国民健康保険税に後期高齢者支援金を負担させています。また、国民健康保険から高齢者を切り離した制度の確立です。無年金者を初め、年金受給者から保険料を天引きして徴収し、広域連合会に6億5,458万1,000円を負担金として支払う受け入れ機関です。議案第34号平成20年度太宰府市一般会計からの負担金を初め、議案第35号、議案第37号、議案第38号に反対討論を行つて、議案第12号の「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について」に賛成することは矛盾する結果になりますので、反対討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第12号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制度について」、反対討論いたします。

12月議会でも後期高齢者医療制度中止撤回を求める請願の紹介議員になりましたが、この後期高齢者医療制度の導入が近づくにつれて、全国で負担増になることなどへの問題点が浮き彫りになり、後期高齢者医療制度中止撤回あるいは見直しを求める地方議会での意見書も500を超える自治体で採択されています。国会でも衆議院に野党4党共同で後期高齢者医療制度の廃案を求める法案を提出しております。福岡県においては、保険料が全国一となることが確定しており、高齢者の方への負担増の影響ははかり知れないものがあります。よって、本条例案には反対をいたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時18分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第12まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第6、議案第13号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第12、議案第19号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第12までを一括議題とします。

日程第6から日程第12までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第13号から議案第19号までを一括して報告いたします。

まず、議案第13号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第13号は、国家公務員の例に準じて、外国への出張の際に規定されていた支度料について社会情勢にそぐわないとの理由から廃止をし、その他文言の修正を行うもの等であるという補足説明がありました。

質疑では、旅費に関する関連質疑がありました。

本議案についての討論はなく、採決の結果、議案第13号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第14号は、市長、副市長の給料を昨年7月から本年3月末までの9カ月間減額しているものをさらに1年間延長を行うもので、財政的効果としては、市長で154万7,532円、副市長で65万6,019円となり、さらにそれぞれの退職手当にもはね返ることになるとの補足説明がありました。

委員からは、市長が給料を下げたから職員も同じようにというふうになっていないかとの質

疑に対して、市長が率先垂範し、自分の背中を見せるということであろう、また土曜日の開庁という新しい取り組みも行うなど、その中のリーダーとしての姿勢が今回の提案であろうという回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、議案第14号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第15号は、教育長の給料について、さきの議案第14号と同様に財政の健全化に向けて取り組む姿勢を教育長についても理解され、提案を行うもので、財政的な効果としては58万8,735円となり、市長、副市長と同じく、退職手当にもはね返るものであるとの補足説明がありました。

さしたる質疑はなく、討論もなく、議案第15号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第16号は、勤務時間の中に設けてあった15分間の休憩時間を国家公務員の例に準じて本年4月1日から廃止するもので、これにより、4月1日からの昼休み時間は12時15分から13時までの45分間となるとの補足説明がありました。

委員から、近隣の飲食店に対してこのような状況を広報や説明をされる予定があるのかとの質疑に対して、市役所周辺ぐらいはお知らせという形で回りたいとの回答があり、さらに臨時、嘱託職員などについても市職員と同じような見直しをするのか、契約関係についてはどうするのかとの質疑に対しては、現在各課へお知らせは行っており、契約の段階で問題が発生する場合には対応していきたいとの回答がありました。

質疑を終え、討論では、近隣の飲食店から経営に支障が出ている等の意見が出てきた場合には臨機応変に対応していただきたいと要望しての賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第16号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号「太宰府市各種学校等奨学金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第17号は、学校教育法の改正に伴って法の条項の移動があり、この条例中に引用されている法の条項を今回改めるものとの補足説明がありました。

委員からはさしたる質疑もなく、討論もなく、採決の結果、議案第17号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号「太宰府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第18号は、国の根拠法であるスポーツ振興法の改正に伴って条例を今回改めるものとの補足説明がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第18号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第19号は、昨年成立した健康保険法改正法案、医療制度改革法案の改正により、国民健康保険制度の大幅な見直しが行われ、本年4月から後期高齢者医療制度が創設されることに伴うものと、国民健康保険制度の安定運営と制度維持のため税率を改定することにより、本条例を今回改めるものとの補足説明がありました。

質疑では、まず国民健康保険税を年金から特別徴収する時期、特別徴収できない無年金世帯の数はどのくらいあるのか質疑があり、特別徴収の開始時期は本年10月からを予定している。また加入者世帯全員が65歳から74歳まで、かつ世帯主が年金受給者であることが条件であり、全世帯6,366人のうち20%台であろうと見込んでいるとの回答がありました。

また、太宰府市はなぜ保険税が高いのか、原因をどのように考えているのかとの質疑には、特別に太宰府市だけが高いというわけではなく、筑紫地区のほかの自治体は一般会計から赤字の繰り入れを行っているという支援の結果、そういう税率でおさまっているものと考えているとの回答がありました。さらに、制度を広報でお知らせする際の用語については、わかりやすく工夫していただきたいとの要望もありました。

討論では、今回の制度は改悪で、地方自治体、被保険者への負担も大変大きく、賛成できないとの反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第19号については、大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第13号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第14号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第15号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第16号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第17号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第18号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第19号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第13号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第14号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時30分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第15号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時30分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第16号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) 立場としては賛成はいたしますが、この条例を通すことによって職員の士気が下がらないように、また福岡市においてもそうですが、見直しが既に行われたところもありますので、今後十二分に職員の声も聞きながら、またこの条例を遂行していただきたい、そう思います。今回条例が通ったからこれがずっとこのままでいいものかどうか、私は多少疑問もありますが、今回は賛成をさせていただきます。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第17号「太宰府市各種学校等奨学金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時33分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第18号「太宰府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時33分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第19号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 議案第19号国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論いたします。

付託された総務文教常任委員会において、条例改正新旧対照表に沿って保険税引き上げについて審議いたしました。内容については、国の法改正に基づいて後期高齢者医療制度の4月実施に伴う国民健康保険税の見直しであります。

平成19年度までは医療分と40歳以上の介護保険料を国民健康保険加入者に賦課しておりましたが、政府は国民健康保険に対して補助金を減額させるために、新たに国民健康保険制度に後期高齢者支援金を地方自治体に新設させました。現行の医療費分の所得割については0.2%の減額、均等割、平等割については各3,300円減額し、賦課限度額も9万円減額になっていますが、後期高齢者支援金として所得割は1.8%、均等割、平等割各6,500円の新設、限度額最高12万円、介護なし及び介護分として所得割1.8%の引き上げ、現行より均等割、平等割を6,400円増額となっております。介護分ありの場合、所得割1.8%の増額を行い、均等割、平等割も1人当たり6,400円も引き上げています。その結果、所得の少ない人には大変な負担で、高額所得者には最高限度額68万円、それ以上払わない結果になっています。

所得の少ない減免制度を受けられない市民や中小業者を初め、65歳未満の国保加入者で1世帯4人家族で年収300万円から400万円の方々は大変な負担になることは明らかなです。現在でさえ国民健康保険税が払えなくて滞納額が平成19年度見込み総額5億1,574万円になっています。その上、政府は国庫補助金を減らすために健康保険組合や共済組合の被扶養者を市町村の職権で国民健康保険から退職者医療制度に移しかえる制度に変えてしまいました。企業健康保険組合や職員共済組合など加入者に保険料の負担をより一層強める結果になります。特に一番問題なのは、太宰府市民の負担が大きくなることです。その上、行政業務である国民健康保険事業は、次から次に改悪され、徴収業務を初め煩雑な事務を押しつけられる結果に対して、認めるわけにはいきません。

議案第19号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、反対し、討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第20号 太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第13、議案第20号「太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第20号「太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について」、その主な審査内容と結果を報告いたします。

本議案については、学校教育法で専修学校の定義を定めている第82条の2が改正により第124条に移行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたと執行部からの補足説明がありました。

本議案に対して委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第20号については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14から日程第20まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第14、議案第21号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」から日程第20、議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14から日程第20までを一括議題とします。

日程第14から日程第20までは環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第21号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」から議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」までの審査における主な内容と結果を一括して報告します。

議案第21号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案は、提案理由のとおり、老人保健法が廃止され、本年4月から各医療保険者に特定健

康診査等が義務化されることに伴い、改正されるものです。

主な内容は、保険事業の整理で、今回特定健康診査及び保健指導以外に、新しい条例にあります4項目が定められております。

改正前の項目にありました「成人病その他の疾病の予防」以下の保険事業につきましては、健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけられるようになったということでした。

本議案に対する質疑において、改正前の項目にあった「成人病その他の疾病の予防」以下の保険事業について、今までと変わらず、健康増進法により行われるのか、またその中でその保険事業の具体的な文言は盛り込まれているのかということに対し、今までの事業を高齢者の医療の確保に関する法律と健康増進法に分けて位置づけられているとの回答を得ました。

討論では、改正前の項目にあった「成人病その他の疾病の予防」以下の保険事業について、健康増進法により今までどおり行われるのか懸念があるということでの反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第21号につきましては、委員大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、提案理由のとおり、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条文中の「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更するものです。

本議案に対する質疑はなく、討論において、改正後も高齢者の医療の確保に関する法律の中で規定される後期高齢者医療制度があるが、老人保健法が廃案になるという事実があるので賛成するという討論でありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第22号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、提案理由のとおり、健康保険法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、改正されるものです。

条文中、医療保険各法の中に「高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、「本条例における医療保険各法の保険者」を新たに条文化するものです。その他は、今回の法律改正や根拠法の改正に伴う条文の整備をしているものです。

本議案に対する質疑では、後期高齢者医療制度へ新たに移行する対象者は、市内でおおむね300人ぐらいであるということ、また、その対象者の方々への制度の周知については、制度が非常に複雑でわかりにくいということもあるので、十分に確認しながら本人の不利益にならないように対応していく旨の回答を得ております。

討論においては、制度自体が複雑であり、後期高齢者医療制度の導入そのものに反対してい

ることから、本議案については反対する旨の討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第23号につきましては、委員大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、市長の提案理由並びに施政方針のとおり、保育所入所の待機児童の解消を図るため、南保育所の定員を60人から90人に改正するものです。

本議案に対する質疑においては、現在の60人定員でも定員未達であるので、今後入所者増に努力すること。また、定員90名となることでの職員数の増やそれに対する人件費については、すぐには児童数が定員に達する見込みではないことから、入所児童が増加する状況に対応して、今後職員等の増員で人件費が上がってくる場合は、補正予算の中で計上していくなどの回答を得ております。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第24号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、介護保険料激変緩和措置を平成20年度も引き続き実施することに伴い、改正するものです。

主な内容は、国の方針により、本条例中「平成18年度及び平成19年度における保険料の特例」という部分がありますが、平成20年度においては基本的に市町村の判断で特例を設けるか設けないかを決定することになるということです。

そこで、太宰府市としましては、現状を勘案しまして平成20年度まで保険料の特例を設けることとし、条例を改正するというものです。内容につきましては、現行と同じということです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第25号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、提案理由のとおり、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会の設置に伴いまして、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正するものです。

主な内容は、人権尊重のまちづくり推進基本指針策定に向けて、様々な人権問題に関する人権施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議することを目的とし、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会を設置することとし、本条例に追加するものであります。

本議案に対する質疑において、審議会委員の選考についてはそれぞれの人権団体からの代表は外し、委員の人数を半分程度にしたこと。今回の審議会委員は、主に識見を有する者、関係行政機関の職員ということで、識見者のみの組織とすること。また、男女共同参画推進プラン

の中で女性の登用ということが大きな課題ということで、少なくとも2名ないし3名は女性を登用する方向で検討していること等の説明を受けました。

討論では、同和対策審議会との関連が、ただ名前つけかえだけに感じられるところがあるという反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第26号につきましては、委員大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」報告いたします。

本議案は、提案理由のとおり、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会の設置に伴いまして、本条例の廃止を行うものです。

主な内容では、今後策定することになる太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律のとおり、同和問題だけでなく、様々な人権問題を対象としており、様々な人権問題の差別解消に向けた施策の審議を行う審議会へと引き継いでいくということで、今回同和問題を中心とした本条例は廃止するというものです。

本議案に対する質疑はなく、討論において、同和対策審議会条例を廃止することは基本的には賛成だが、提案理由にある太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会設置に伴い廃止するという理由では賛成できないという反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第27号につきましては、委員大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして議案第21号から議案第27号までの報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第21号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第22号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第23号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第24号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第25号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第26号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第27号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第21号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第21号について反対討論を行います。

老人保健法が廃止され、それに伴う条例の改正が必要として提案されておりますが、保険事業の第9条の保険事業として8項目ありました事業が、改正内容では4項目になっており、国民健康保険加入者の健康予防医療費の抑制事業として成人病その他の疾病の予防、健康づくり運動、栄養改善、母子保健事業等が削除されており、今後財政が厳しいという状況を理由に縮小や廃止される可能性があり、第9条の改正案には賛成できませんので、反対を表明し、討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第21号について反対討論いたします。

委員会で述べましたことと重複いたしますけども、条例改正新旧対照表の25ページにあります、(4)成人病その他疾病の予防から(7)母子保健についてが改正案に明記されておらず、今後市民の方の健康保持、増進を図る上で支障を来すおそれがありますので、本条例案には反対いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時56分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第22号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時57分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第23号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 議案第23号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」反対討論を行います。

条例内容は、新たに第2条7項に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて65歳以上の重度障害者医療費の支給条項を老人保健制度が変更になり後期高齢者医療広域連合会に移行させるために老人保健法第25条第1項第2号の規定により障害認定にかかわる申請撤回申し入れ書等の手続等も行われ、65歳以上の重度心身障害者に後期高齢者医療保険証を今年20日から送付いたします。保険料特別徴収仮徴収通知及び保険料本算定通知も後日通告予定です。65歳の障害者も後期高齢者制度に組み込まれる内容であり、議案第19号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号とのかかわりがあり、反対討論といたします。

○議長(不老光幸議員) 次に、2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) 議案第23号について反対討論いたします。

委員会の中で市内に現在この後期高齢者医療制度導入に伴って対象になる方が300人ほどおられるというふうに伺いましたが、私も手話のサークルの方に実際に話を聞いてみましたが、この後期高齢者医療制度そのものが複雑で、一人一人の方が理解をされるのに大変時間がかかるし、まだ理解ができてない状況があるというふうに伺っております。その中で、この制度が導入されれば市民の方、とりわけ新たに対象に組み込まれる方への混乱が予想されます。議案第12号にも反対しておりますので、同様に反対いたします。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時01分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第24号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 済みません、通告外で。

本条例については賛成でございますが、今市民の中で現実に待機児童がいるということも事実であります。小学校の数から見ましてもそうですが、西地区の要するに人口の増、若い方の人口が増えている。どうしても遠くまで預けることができないというお母さん方の声を聞いておりますし、なかなか難しい問題がここにはあるように思えてなりません。この条例につきましては、我々はもとより賛成をいたしますが、今後のそういった市民の声をよく聞いていただき、どのようにすれば、これで解決すればいいわけですが、地域的な問題を解消できていくのか。ぜひ待機児童がゼロになるまでの対策をたてていただきたいことを望みまして賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時03分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第25号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時04分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第26号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第26号について反対討論いたします。

委員会でも質疑をいたしまして、設置されるまちづくり推進審議会の中には、これまでの同和対策審議会と違い、各運動団体の代表関係者は加えないということが述べられておりますけれども、審議会規則3条(3)のその他市長が適当と認める者の中で各運動団体の関係者が選出される可能性が否定できません。これまでの同和対策審議会との区別が名札のつけかえのように感じられますので、本条例案には反対いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第26号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」反対討論いたします。

まず、議案第27号との関連があります。今回提出、提案された太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会については、人権擁護法案との関係があります。国会で3度継続審査の後廃案になった人権擁護法案は、また今の国会に再提出しようという動きがあり、自民党派閥間での反対の動きも強まっております。先日私にも人権擁護法案に反対するための後援会案内状が日本国民会議から送付されてきました。特にこの人権擁護法案は、報道機関関係者は、人権擁護という差別解消の名のもとに言論、表現の自由、知る権利を規制して差別糾弾闘争の合法化をもたらすとして反対を行っております。憲法でも差別は行ってはならないと決められて、市民的平等の人権が尊重されておりますが、太宰府市は様々な人権問題に関する人権政策、総合的かつ計画的な推進に関し、調査、審議をするとしております。今日までの経過を見ると、同和行政を最優先としてきたことは事実です。新たに太宰府市人権尊重のまちづくり推進協議会設置は様々な法律があり、附属機関として設置する必要はありません。人権擁護委員は国から委嘱されており、その上あらゆる関連する法律がありますので必要ないと考えますので、反対討論いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時08分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第27号について反対討論いたします。

同和対策審議会廃止そのものについては賛成ですけれども、提案理由にあります議案第26号の新たな審議会が設置であるということが提案理由として上げられておりますので、本議案には反対をいたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」反対討論をいたします。

平成13年に同和対策特別事業は廃止になりました。私は、同和問題は周辺地域との生活上に見られる格差が基本的に解消されたこと、旧身分にかかわる差別が大幅に減少していること、市民の間で歴史的更新性が薄れ、部落問題の解決の主体が形成されてきたこと、部落問題が長期間にわたり取り組んだ結果や社会的交流が進展してきたことなど、同和対策審議会でも同和対策に終止符を打つ終結宣言をしないまま審議会条例の廃止を提案してきたことに対して反対を表明し、討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時10分〉

○議長（不老光幸議員） ここで11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第28号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第21、議案第28号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 各委員会に分割付託されました議案第28号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）」の総務文教常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

まず、歳出の主なものといたしましては、財政調整資金積立金として2億1,215万3,000円の増、歴史と文化の環境税整備事業基金積立金として歴史と文化の環境税の追加収入分の820万円と太宰府のガイド本収入等合わせて869万7,000円の増、放課後児童健全育成事業費県補助金精算返還金として支出予定額が163万7,000円の少なかったこと、収入が250万5,000円多かったために県に返還する金額として276万2,000円の増等の補正が計上されております。

続きまして、歳入の主なものといたしましては、観光客の来訪者が増加したことによる歴史と文化の環境税820万円の増、基金利子収入として預金利子等が上がったための増分等の補正が計上されております。

その他、繰越明許費と地方債の補正も審査いたしました。

本議案の当委員会所管分に対しての主な質疑では、財政調整資金について、この積み立てがこの周辺自治体では一番低いが、佐野土地区画整理事業基金に積み立てないで財政調整資金の中に入れるのかとの質疑に対し、土地区画整理事業については事業はおおむね終了しているが、今まで一般財源をかなり投入していたので今回財政調整資金に充てるものであるとの説明がありました。

また、放課後児童健全育成事業費県補助金精算返還金について、滞納があった場合については返還金の対象に入っているのかについての質疑では、納付された保育料が対象となり、未納額については対象の経費には入らないとの回答がありました。

そのほかにも質疑が行われました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第28号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査の内容と結果を報告いたします。

歳入の主なものとしては、20款4項1目の佐野土地区画整理事業保留地処分金は4宅地分の売却代金で、20款5項2目の清算徴収金は佐野土地区画整理事業の換地処分による清算金が確定したことに伴い増額補正されたものです。

歳出の主なものとしては、2款2項6目の地域コミュニティ推進費のコミュニティバス関係費1,322万8,000円は、まほろば号のダイヤ見直しを今年の4月1日からとしたことで、前年度並みの運行経費が必要となったことから増額補正されるものです。

8款4項4目240細目の佐野土地区画整理事業の工事請負費は、執行残による減額補正、同じく5目230細目の公営企業関係費の減額は企業会計との協議により減額調整するとのことです。

次に、当委員会所管分の繰越明許費は5事業で、そのうち地域再生基盤強化事業は用地補償の協議に時間を要したこと、都市計画関連事業については県の都市計画道路見直し方針に沿って進めている業務を県の交通量解析調査等の遅延により平成20年度も引き続き行うことから繰り越しをするとのことです。

委員からは、さしたる質疑はなく、また討論もなく、採決の結果、議案第28号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 続きまして、各常任委員会に分割審査付託されました議案第28号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の環境厚生常任委員会所管分につきまして、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容につきましては、まず、債務負担行為の追加において、障害者福祉システム保守委託料並びに賃借料の2件が計上されています。これは、障害者自立支援法

の事務の処理方法が大幅に見直されたことに伴い、障害者福祉事業が円滑に進むよう電算化するために5カ年の債務負担行為を計上するというものであります。

次に、歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費では、国民健康保険関係、介護保険関係の各繰出金、後期高齢者医療関係のシステム委託料等での増額補正。

同じく、2項児童福祉費では、母子福祉関係費の精算返還金、助産施設入所措置費、私立保育所関係費委託料、また適用範囲を1歳拡充しました市単独事業分の乳幼児医療費の増額補正。

3項生活保護費では、国庫への精算返還金の増額補正。

以上が主なもので、一般財源のみを補正財源としていますのは、返還金、繰出金及び乳幼児医療費でありまして、そのほかは歳入で補正計上されています財源が充当されております。

審査における主な内容は、3款2項2目児童措置費の母子生活支援施設関係費においての増額について、事前に予測することが困難である対象者を当初1名と見込んで予算化していたところ、最終的に5名となったことから152万円の増額補正をしたということでした。

質疑を終え、本議案に対する討論はなく、採決の結果、議案第28号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22から日程第24まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第22、議案第29号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から日程第24、議案第31号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第22から日程第24までを一括議題とします。

日程第22から日程第24までは環境厚生常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第29号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から議案第31号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までの審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第29号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」報告いたします。

今回の補正は、主に一般被保険者等療養費給付費の増額に伴い、歳入歳出それぞれ1億447万2,000円の増額補正がなされております。

本議案については、質疑、討論なく、議案第29号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、主に平成20年度介護保険料の激変緩和措置を講じるために総務費にてシステム電算委託料を計上するなど、歳入歳出それぞれ315万4,000円の増額補正がなされております。

本議案についても、質疑、討論はなく、議案第30号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

今回の補正は、積立金の運用利子の増額に伴い、歳入歳出それぞれ14万2,000円の増額補正がなされております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第31号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第29号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第30号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第31号の委員長報告に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第29号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」  
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する  
ことに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時40分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第30号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算  
（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する  
ことに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時41分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第31号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25と日程第26を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第25、議案第32号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第26、議案第33号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第25及び日程第26を一括議題とします。

日程第25及び日程第26は建設経済常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第32号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び議案第33号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」、一括してその主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第32号についてです。

今回の補正内容は、決算見込み額の精査を行い、予算額の調整をされたもので、収益的収入においては、上下水道部長が平成19年6月1日付で一般会計の会計管理者との併任となったことで、人件費の2分の1を一般会計から受け入れたことに伴う増額、水道加入者の増加に伴う加入者負担金の増額、支出では原水の水質が予想以上によかったため、薬品、電気料等がすべ

て減額されています。

資本的支出においては、配水布設費を工事請負費の入札減などにより減額し、それに伴い収入の建設企業債が減額されています。

以上、予算書4ページから実施計画書兼事項別明細書に沿って執行部から詳細に説明を受けました。

本案に対して委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第32号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号についてです。

補正の内容は、一般会計繰入金を当初予算で7億5,000万円計上していたものを1億円減額することで一般会計との協議で調整されたものや、公的資金補償金免除繰上償還にかかわる経営健全化計画が、財務大臣及び総務大臣から承認され、財政融資資金貸付金繰上償還承認通知があったことから、今回起債12件、合計5億2,726万3,000円の繰上償還が計上されております。

これについては、年利5%以上の地方債が対象で、平成19年度から平成21年度まで3カ年に限って補償金が免除され、平成21年度までの3カ年で約36億円を繰上償還し、借りかえることで、平成33年度までの効果として約9億6,000万円を見込んでいるとのこと。

そのほか、全般については水道事業会計と同様、決算見込み額の精査を行い、予算額の調整をされたことなど、執行部から詳細に説明を受けました。

本案に対しても質疑、討論はなく、採決の結果、議案第33号についても、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第32号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第33号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第32号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時47分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第33号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第27から日程第34まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第27、議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」から日程第34、議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第27から日程第34までを一括議題とします。

日程第27から日程第34までは予算特別委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」から議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、2月27日、第1日目の予算特別委員会で執行部から説明を受け、3月13日、17日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部課長出席のもとに

具体的な審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、平成20年度の予算編成に当たっては、非常に厳しい財政状況の中で行政評価と連動した施策別枠配分方式で編成されているということです。

審査に当たりましては、平成20年度各会計予算書に計上された内容に対する全般的なチェックを行った上で、予算審査資料を参考に質問形式により、平成20年度の施策に対してできるだけ明らかになるよう審査いたしました。

予算審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方にここで改めてお礼申し上げます。

また、審査内容の詳細につきましては、議員全員で構成された委員会であることから、その内容については省略をさせていただきますので、後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思っております。

初めに、議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」報告をいたします。

予算の概要及び特色並びに重要な施策、新規事業については、市長から提案理由の説明があり、委員会において予算説明資料を参考に部長より説明を受け、さらに各委員の質疑に対し、所管の部課長より詳細な説明を受けました。

なお、委員から出されました指摘、意見、要望につきましては、十分検討いただき、適切な処理をされますようお願いいたします。

審査を終わり、委員会採決の結果、大多数をもって議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第36号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、議案第37号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第39号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の5件の特別会計について、一括してご報告申し上げます。

特別会計予算については、歳入歳出を一括して審査を行いました。

なお、審査の詳細については、一般会計同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、各特別会計の議案第35号の国民健康保険事業特別会計は大多数をもって、議案第36号の老人保健特別会計は委員全員一致で、議案第37号の後期高齢者医療特別会計及び議案第38号の介護保険事業特別会計は大多数をもって、議案第39号の住宅新築資金等貸付事業特別会計は委員全員一致をもって、各案とも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号「平成20年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」の2企業会計予算についても、一括して審査を行いました。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第40号の水道事業会計及び議案第41号の下水道事業会計については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第34号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第35号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第36号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第37号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第38号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第39号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第40号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第41号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

これより討論、採決を行います。

議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」は、全員で構成された予算特別委員会において反対討論を行っております。内容については、特別委員会で行った内容が議事録として作成されますので、議案採決に対しての反対表明だけにかえさせ

ていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第34号について反対討論いたします。

まず、お忙しい中予算審査資料の要求に対応していただきましてありがとうございました。委員会でも述べましたけども、当初予算の中、すべて反対というわけではありません。妊婦健診の回数増や後期高齢者医療制度のはり、きゅうの助成など、市民福祉の分野では評価できるものもあります。しかし、当初予算全体を見渡したときに、一部において不適切な内容が含まれておりますので、本議案については反対いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時02分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第35号について反対討論いたします。

平成20年度の太宰府市国民健康保険事業特別会計では、後期高齢者医療制度の発足に伴う見直しを中心となっております。平成19年度の滞納見込み額が5億円を超える金額が報告されておりますけども、今後負担増で苦しめる市民の方が増加するのではないかという懸念があります。したがって、議案第35号に対しては反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私も先ほどから関連する議案について討論をしております、議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」は、予算特別委員会において反対討論を行っております。内容については特別委員会で行った内容が議事録として作成されますので、議案採決に対しての反対表明だけにかえさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時04分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第36号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時05分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第37号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第37号「平成20年度後期高齢者医療特別会計予算について」は、全員で構成された予算特別委員会において反対討論を行っております。内容が議事録として作成されますので、議案採決に対しての反対表明だけにかえさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第37号について反対を表明いたします。

議案第12号を初め後期高齢者医療制度に関する条例改正について反対してきておりますので、議案第37号についても同様に反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時06分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」は、全員で構成する予算特別委員会において反対討論を行っております。内容は議事録として作成されますので、議案採決に対しての反対表明だけにかえさせていただきます。

以上です。

○議長(不老光幸議員) 次に、2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) 議案第38号について反対を表明いたします。

関連する議案第25号におきまして、平成20年度も激変緩和措置を引き続き行われるという点については評価をいたしますけども、これまでの介護保険料の改定で市民の方の負担が大きくなっているのも事実としてあります。所管委員会で後期高齢者医療制度の関連の議案に反対してきており、本議案にも関連するところがございますので、反対を表明いたします。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時08分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第39号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時09分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第40号「平成20年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時09分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 議案第44号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第35、議案第44号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 平成20年第1回太宰府市議会定例会最終日を迎えて、これまでの間、慎重かつ熱心にご審議を賜りましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

さて、本日ご提案を申し上げます案件は、補正予算案の1件でございます。

それでは、早速提案理由を説明させていただきます。

議案第44号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6,560万円を追加をし、予算総額を200億7,045万1,000円をお願いをするものでございます。

内容といたしましては、地域再生基盤強化事業と公園新設事業の起債対象となっております一般公共事業債につきまして、補助金と起債の充当残でございます一般財源に対し、財源対策債の調整分の上乗せが急遽決定をしたことに伴います財源更正でございます。

この結果、当該事業におきまして一般財源負担が軽減をされ、さらに追加の起債分に対しましてはその50%が後年度に交付税措置されることになっております。

また、軽減された一般財源につきましては、財政調整基金への積み立てを行うことといたしております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 予算特別委員会でも質疑をしておきまして、また市長の提案理由にもありまして、最後この平成19年度補正予算（第5号）についてですが、基金の積み立て、こういう状況、それから地域再生基盤強化事業も予算特別委員会で説明を受けておりました。ところが、今年度の当初予算については180億円という状況の中で、最終的には決算では200億円、ただし出納閉鎖まで5月31日までありますが、ある一定出納閉鎖後には最終的にはこの200億

7,045万1,000円の増減の見込みですね。こういう減債基金の積み立ての問題も予算特別委員会でも審議していましたが、最終的決算見込みについてはどういうふうな状況になるかもあわせて報告をいただきたいと思いますが。大変納税課、特別収納課の努力もいただいているという状況の中ですが、この辺の見込みについて、まだこの200億円が増えるのかどうか、報告を求めたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 現在、決算見込み額については各課の方に調査を依頼しておりまして、おおむね予算額と同額程度で落ちつくのではないかというふうに考えています。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 当然、今までの事業の中で入札減があったりですね、それから不用額も出てきますし、最終的には監査の結果が5月31日出納閉鎖後にまた決算認定というような状況の中ですね、本日こういう補正予算（第5号）について審議した結果ですね、様々な形で決算が報告されると思うんですが、今総務部長が言ったように、200億7,045万1,000円、余り変化はないと、こういう形で今報告を受けたということで確認をしときます。余り増えたときにはどういうふうになったかということで、また改めて優しくお聞きしますので。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 歳入につきましてはおおむね変化はないんじゃないかなというふうに思っていますが、歳出についてはやはり繰越金を平成20年度の当初予算の方にも見込んでおりますし、若干余裕が出るんじゃないかなというふうには考えてます。

○議長（不老光幸議員） よろしいですか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） できればですね、今年度の、平成19年度のこの補正をずっと1号、2号、3号、4号、5号と出てきまして、太宰府市がやはり今後の市長の方針としてできるだけ借金を減らしたいという形で繰上償還を行って健全財政を保つというか、そういう状況を行ってきました。その努力については評価をいたしますが、今後繰越金が出てきた場合については、借金も減らすことも大事ですが、もう平成20年度の予算は先ほど可決しましたけど、利益が出てきた場合は、その使い道については、当初平成20年度予算を組むときに国の財政が厳しいからということで緊縮の予算編成をされているわけですが、それを補正するような形になるのかどうか、そのことも最後に回答を求めておきたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 先ほど総務部長が申しあげましたように、歳入については最大限努力をしてこの予算内の確保をしたいというふうに考えています。今回税源移譲で地方税の方に相当の財源が配分されまして、税を取る金額というのは物すごく大きくなっておりまして、前回も述べましたように、徴収率が若干下がりがつあります。それを最大限努力してこの予算で組みたいと思います。

それで、もう一つは、歳出の方はできるだけ入札残あるいは不用残については残すように、その財源については、この平成20年度予算の中にはもう1億5,000万円という財源を組んでおりますので、それは必ず確保しないと平成20年度の予算が歳入欠陥になるということになります。

またさらに、かなり絞った部分もございます。もし、余剰残が出ればというお話でございますけれども、事務事業評価をしておりますので、その評価の中で優先配分ができるかどうか、そういうことも含めながら、全体的なバランスを考えてその余った財源というんですか、余剰残があれば充当をしたい、考えていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この補正予算（第5号）については賛成をいたしますが、市長が回答というか議会にも説明してありまして、また予算特別委員会でも大変論議になりましたが、やはり国はいつも交付税措置を行いますと、もうこの繰り返しです。ただし、基準財政需要額と比較してみて、私もなぜ国はこれだけの交付税措置をしなきゃならないのかと言いながらも交付税は年々減額になっておりますし、この太宰府は全国でも特徴のある史跡地、こういうところの部分の史跡の買い上げの問題、維持管理の問題、様々な形でありますし、また当然入るべき税収といたしますか、そういうものも国の法律で減免制度もしておりますしですね、こういう状況がありますが、できればやはり国に対する陳情等もぜひですね、市長みずからですね、この太宰府の実情、文化財指定地域、地方債として借金の中にも入れられて交付金、補助金で入ってきておりますが、やはり様々な形で国が交付税措置をする太宰府の特徴、それから特にこの太宰府にはこの周辺と比べて老健施設がたくさんあります。また、県立太宰府病院も民間委託になって県立太宰府病院に入院された方は、はっきり言って365日たくさんの方の医療費がやはり太宰府に住民票を置かれておって医療費の部分について大変な過大負担でもありますし、それから介護事業にしてもよその自治体と比べて本当に介護施設がたくさんあります。老健施設としても、何か所もあります。そういうやはり太宰府の特徴をもって国の補助金、交付金ですね、地方交付税などの特例交付金などの増額をぜひ要望していただいて安定財政をしていただくことをお願いをして、この平成19年度補正予算（第5号）については賛成の表明をさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 について

○議長（不老光幸議員） 日程第36、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されておりました発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

この請願は、昨年9月、12月議会において継続審査となっていたものです。

今回は委員からの意見はなく、討論においてこの政務調査費については責任を持って今日まで申請をしてきたところで、不正な支出は一切なかったと表明しておきたい。この問題に対しては、政務調査費の支出については現状のままでよいと思うとしての反対討論。

そして、これまでも繰り返し述べてきたことであるが、財政の厳しい現状を踏まえ、議会の中ですぐにできること、長期的にとらえて議員全体が一丸となって取り組んでいくことは何か、この両刀で進めていくべきであるとして賛成討論。

また、こういった財政危機に陥っている大変な時期だからこそ、政務調査費を使って調査研究をし、なぜこうなったのか、本市の今の状況をしっかり勉強し、本市をよりよい方向に導いていくのが議員の役割、仕事であると考えているとしての反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」は賛成少数で否決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」、総務文教常任委員会でも反対討論いたしましたけど、私はもう一度本議会で反対の立場から討論いたします。

提出者の議員の言いわけ、主な理由によりますと、太宰府市が財政危機に陥っているから今すぐできることといえば政務調査費の減額ではないか、そしてその金額は全体予算からすればわずかな金額ではあるが、議会として取り組む姿勢をまず示したいとのこと。また、市長、副市長、教育長が減額したから議員もそれに倣っては。とんでもない、もってのほかである。私は、そもそもこの政務調査費というのは、国会で地方自治法の一部改正があり、2000年、平成12年4月1日に施行された法律である。ご存じのように、この政務調査費の目的、性格は、議員の調査研究に資するための必要な経費である。そこで、太宰府市でも平成13年3月に規則が制定され、当時月3万円、年間36万円会派への支給があり、その使途基準も決められておりました。市民の大事な税金、血税であります。私はこういった行政の財政が厳しい大変な時期だからこそ、政務調査費を十二分にしっかり使って調査研究し、なぜこのような財政危機に陥ったのか、今の本市の状況を会派や議員全員で知恵を絞り出し勉強し、そのためになるいろいろな先進地などを視察研究して、本市の将来、未来に向かって監視、監督、指導、発議などしっかり議会活動を行い、太宰府市をよりよい方向に導いていくのが議員の役割ではないでしょうか。今議案の政務調査費1人当たり5,000円の減額は、年間1人6万円、市民の人口を6万7,000人として約1円弱であります。市民の声としては、この税金を還元して使うよりも、しっかりとこの財政が厳しい市政を調査研究して勉強してもらい、議員の資質を高めるとともに、年間6万円が6,000万円、6億円となって太宰府市民の将来のためになるように還元するのが議員の役目ではないかと思えます。

そういった中で、私は、この目鼻先の小手先のことばかり考え、市民受けするような発議には反対いたします。本当にどうしようもない大変な財政破綻のおそれがあれば、大幅な議員削減、歳費削減してでもその危機に立ち向かわなければならないと思えます。

なお、継続審査することにより多くの市民のいろいろな声を聞くことができました。早々に結論を出さずによかったと思えます。

以上で、議員発議第3号に対し反対討論といたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」の原案に対し、賛成の立場から意見を述べたいと思えます。

9月議会に上程いたしました政務調査費20%減額案は、9月議会、12月議会ともに継続審査を、そしてやっと今議会で結審されましたが、ただいまの委員長報告によりますと否決という結果になってしまいました。

今回の政務調査費減額につきましては、市の財政悪化に議会が少しでも寄与することを目的として提案させていただきました。具体的な理由につきましては、政務調査費の執行率が約55%で、余った分は毎年返納されておりましたが、20%を減額して市の一般会計の当初予算に組み入れ、有効活用をしていただきたいというのが1点。次に、市民に対し、議員の自発的な姿勢をはっきり示すこと、3つ目に市や市民のためになることは党派を乗り越え実行に移し、できることから即実践というのが私たち7名の考えであります。市民の方からの依頼で、関係部署に相談に行きましても、予算がなく、わずかな金額ですが期待にこたえることができないむなしさを何度か味わっております。多少でも余裕があれば何とかなるのにと思うことがたびたびです。年度末に減額分の120万円返金するのではなく、その120万円を新年度の予算に計上すれば、市民のために使うことができる生き金となるはずです。ぜひ政務調査費減額案を今議会で可決していただきますことをお願いいたしまして、原案に対する賛成討論といたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私は、発議第3号の発議者の一人として原案賛成の立場で討論を行います。

本発議は、昨年9月の定例議会の中で議員7名において提案したものでありますし、その際、提案者からもその趣旨について説明がありましたように、本市の財政事情は大変厳しさの一途をたどっておることは、これまでの予算決算の議論の中でも十分ご承知のとおりであります。市長も就任以来、給与の10%の削減をされ、平成20年度の予算提案、あるいは議案第14号、あるいは議案第15号においても提案がっております。この数年、各種団体への補助金や、あるいは交付金も基本的に減額で進んでおりますことはご承知のとおりであります。国民健康保険も市民への負担が大変今回厳しくなっておるところであります。私ども議員も、みずからの問題としてこの財政問題に真摯に真正面から向き合って財政事情を理解するとき、何らかの具体的な行動を起こす必要が急務であろうと考えるところであります。

年度末に返納しておるからというご意見もありましょう。しかしながら、私どもは今日までの政務調査費の執行率などを勘案したときに、仮に120万円といえども当初予算から減額をし、他の部分に広く執行部がその金額を使えるということが大切だろうというふうに思っております。そういう意味で、この提案をパフォーマンスだとか、あるいは小手先、こういうご意見があることで言えば、私はパフォーマンス、小手先結構と申し上げたいと思います。

質問を先ほども申し上げましたように、議案第14号市長、副市長の給与の減額は、所管の委員会においては先ほど委員長の報告でもありましたように全会一致で賛成をした旨お聞きしたところであります。また、本年度の予算の中でも一番末端の行政のお手伝いをされております隣組長さんへの交付金額も20%の減額を含め平成20年度の予算を先ほど可決したところであり

ます。昨年9月に提案しました政務調査費の減額は、9月、12月の継続審査となっております。これでは私どもはぜひとも今回、この政務調査費の減額について可決をしていただきたいというふうに思いますし、市民の方々より、市長やあるいは副市長、教育長の減額に賛成をし、政務調査費の減額について否決をするということになれば、多くの市民の方々から議員はみずから甘いのではないかと指摘されても仕方がないというふうに思います。ぜひ本案、政務調査費の減額について可決していただきますようお願いを申し上げまして討論にいたしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 私は、発議第3号、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回、市長及び三役が10%の給与カットを引き続き行われる。財源の厳しいときに実施するのに議会は何もしないのか、議会としてはすぐにできることをすべきとのことでこの条例改正が出されましたが、この財政難は今始まったのではなく、もう数年前から言われており、既に議会としては先駆けて政務調査費は月に3万円を2万5,000円に削減をして既に協力をいたしております。逆に言いますと、三役の給与カットの方が遅過ぎたのではないかとというふうに思うところでございます。

また、すぐにできることとありますが、私はしても意味のないことはせずに、じっくり議会改革を話し合い、実行することの方が意味があると思っておりますし、使われなかった費用は年度末に市に返還をしていますし、できるだけ多く返還できるよう各党派努力を既に実行しているところでございます。

また、何か太宰府市の政務調査費に問題があるように思われているように言われていますが、マスコミで言われているような問題は全くなく、我々この問題が出される前に選挙中においても多くの市民の方に説明をするとほとんどの方が納得をさせていただいております。また、この条例改正が出た後も多くの市民の方とこの話をさせていただきますが、ほとんどの方が削減必要なし、そういう声を我々は聞いたところでございます。先ほども反対討論でありましたように、議員が勉強するために使うべきであるという声が大半でございました。また、何か継続審査してきたことについて批判がありましたが、今まで論議のなかったことをすぐに結論だけを求める方がおかしいのであって、言われる批判は当たらないと思っておりますし、この問題を出されたおかげで、継続審査にしたおかげで各党派で議会改革に向けての話し合いができたことは大変よかったと思っておりますし、評価をしたいというふうに思っております。

以上をもちまして私のこの発議に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決します。

発議第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長(不老光幸議員) 起立少数です。

したがって、発議第3号は否決されました。

〈否決 賛成7名、反対12名 午後1時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第37 請願第1号 生活道路安全確保に関する請願

○議長(不老光幸議員) 日程第37、請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」を議題とします。

請願第1号は、建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 9月の本会議で建設経済常任委員会に審査付託され、継続審査となっておりました請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、執行部からその後の経過報告を受けました。その内容は、太宰府天満宮と協議を行った結果、児童と生徒の下校時間帯を大型バスが西鉄太宰府駅方面に出ていただくよう案内することで了解を得たために、協力のお願いのチラシを準備し、ドライバーに配っていただきたいと考えている。また、観光会社にバス会社の方にも協力要請をするとともに、今後は商店街や地元住民の皆さんの協力をいただきながら、安全対策に努めていきたいと報告がありました。

次に、協議内容について報告をいたします。

執行部からの報告があった、大型バスが太宰府天満宮大駐車場から西鉄太宰府駅方面に出て、駅前の交差点を右折させることについては、天神様のほそみちの石畳が傷む可能性があることや、商店街、地域住民の了解をまだ得ていないので反対があればこの試行ができなくなること、太宰府小学校入り口の交差点や駅前交差点での歩行者の危険性が増すと思われるなどの意見が出されました。

これに対して天満宮の協力を得て児童・生徒の下校時間帯だけ施行できるようになったのは一歩前進したもので、施行する中でいろんな問題点が出てくると思うが、その中で協議していてもいいのではないかと。施行するのであれば、この請願は関係なくなってくるなどの意見が出されました。

協議を終え、討論では、五条区の皆さんから請願が出されているが、地域住民、ほかの近隣区からの了解をもらうことも条件に賛成をすると、賛成の立場での討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第1号は委員全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 私は、委員会でも討論させていただきました。一応賛成の立場ですが、児童の安全確保はもとより必要なことでございます。ただし、今回、今委員長の方から報告がありましたように、下校時間に西鉄太宰府駅の方に観光バス等誘導するという試行が太宰府天満宮との間に決定をしたという報告がありましたけども、やはり地域住民、大町区等の皆さんの賛同を得た上でそのことも実施をしていただきたい、そして安全確保に努めていただきたいと、このことを条件に私は賛成をいたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この請願については紹介委員会で大変慎重に審議をさせていただいて採択され、今ただいま委員長から報告がありました。関係住民の同意を得るといのはなかなか困難性もあるんじゃないかというふうに考えております。私、過去にこういう交通渋滞対策として御笠川の対面側に天満宮の第2駐車場とのかかわりがあって河川敷があります。この河川敷を広げることによって天満宮駐車場にそのまま入ることもできると、大型とか天満宮駐車場利用者に直接農協横の御笠川から入ること、それからそれとあわせて福岡県に再三要望してほしいという形で一般質問した経過があるんですが、以前の働く婦人の家、老人福祉センター、それから体育センター、当時は駐車場が全くないということで、できれば福岡の中洲ではああいう河川にふたをして駐車場として利用しているが下流と上流の違いがあるという答弁があっていましたが、こういう今の御笠川を越えて水害が発生することはないと思うんですが、何らかの形でこの交通渋滞対策を御笠川の河川敷またはこの河川の利用によって交通渋滞が解消されるようなやはり努力をすべきじゃないかと。せっかく請願が採択されたものの、関係行政区やまた今の天満宮の方向というのは本当に車道は狭い状況です。歩行者最優先の状況になっておりまして、あそこに大型バスが入ると左折も右折も困難という状況です。それにかわる生活道路安全対策を考えるならば、今後の問題、県営河川の問題もありますが、県や国と

も協議をしながら解決を図ることも参考として述べて賛成討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、請願第1号は採択とすることの決定しました。

〈採択 賛成19名、反対0名 午後1時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 請願第1号 JR不採用問題の早期解決を求める請願

○議長（不老光幸議員） 日程第38、請願第1号「JR不採用問題の早期解決を求める請願」を議題とします。

請願第1号は、環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第1号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本請願におきましては、協議による意見及び討論はなく、採決の結果、請願第1号については、賛成委員1名、反対委員4名の少数賛成により不採択とするものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 委員長、もう即このままこれを採択するか、不採択にするかという採決がなされたわけでしょうか。こういう部分についてここに書かれているようにですね、国際機関から政府・自民党さんも各党派もこの問題についてはあっせん案を出し解決策をと、こういう状況があったんですが、今委員長の報告は質疑もなく、即採決という報告を受けまして、当然委員長としてこの内容についての字句、大変重要な内容が書かれておりますが、当然職員であった者が以前は国鉄と言っていたものがJRにかわるために大勢の方が採用されなかったと、よほど悪いことをしたわけじゃありません。当然その権利を主張した方々をそういう差

別的な対応をしてくださる、その方々はやはり仕事をする事によって今度はまたこの不採用の条件になるために、アルバイトをしたり物品販売をしたり大変苦勞をしながらやってきた経過があるわけですが、そういう内容も委員会では審議をされず、即採択か不採択かを採決されたように受けとめました、この辺はいかがでしょうか。

○8番（中林宗樹議員） お答えします。

委員会におきましては、本議案に対しまして協議による意見、討論を求めましたが、委員各位におかれましてはこの提案されました請願につきましては各自十分に認識され、それに基づいて判断された結果だと私は確信いたしております。

（19番武藤哲志議員「ありがとうございます」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私は、JRの不採用問題の早期解決を求める請願の紹介議員としてぜひ採択していただきたいということで討論をしたいと思っております。

提案のときにも趣旨説明をいたしました、JRになりまして既に22年が経過しております。そういう中で、本案につきましてはもはや労使問題というよりも社会問題というふうに認識をしないのではなかろうかというふうに思っております。請願団体であります国鉄労働組合という組合は、その主張と、私は紹介議員になっておりますけれども相入れない面も相当ありますが、しかしながら私と同期の連中も随分亡くなっておりますし、あるいは家庭的な問題も崩壊をしたり、生活が非常に苦しくなったりしてきておるといふ現状の中で、まさに人権問題として私はこの問題を取り上げ、紹介議員になっていったということでもあります。ぜひとも議員各位におかれましては今日の元国鉄職員でありました全国に千数十名おります不採用者の採用へ向けての請願の趣旨をご理解いただきまして採択していただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論は。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私は、先ほど委員長の報告ではこの請願が不採択ということで報告を受けました。本来は意見書案も含めてですね、審議をしてどうなのかというのは、委員会では本当に請願が出されると現状調査をし、そしてそれを吟味し、本当に議会というのはあらゆる市民の暮らしや生活を守る状況であります。請願の趣旨の中にも全国の751自治体が請願を上げ、1,125の意見書を国に上げた経過がありました。先ほども言いましたように、解雇という

か、国鉄からJRにするとき大変こういう7,600名の国鉄職員が採用されなかった、それをまたふるいにかけて、そして清算事業団に入れて、そしてこの清算事業団が解散という年限がこの暫定措置でありまして、これがなくなると同時にもう一挙にそこが退職というような状況、本当にですね、まじめに誠実に働いていた方々がこの職員としてJRに採用されない。その裁判闘争を行う中で、国際機関を初め日本政府に勧告がありました。そして、自民党を初め各党派でどうするかという論議も行われているところであります。

先ほども言いましたように、こういう裁判闘争や不採用問題を抱えているときの一番の悩みは何かというと、新たに就職すると裁判闘争ができないということです。採用問題を願うことができないということです。そのために、当然この1,047名の方々には大変な、お子さんがおられたり、高校、大学、家庭の中で大変だったと思うんですよ。ところが、本当にアルバイトをしながら、物品販売をしながら、この太宰府の市議会にもぜひご協力をいただきたいということで過去何回か来られたこともありまして激励もしたこともあります。そういう状況の中で、そういう働く権利を奪われる、退職年限が来て退職するのと違って、まだ30代から40代の人少なくとも20年、25年という働く権利を奪われるという利益最優先のそういうJR不採用の結果に対して、今日までぜひ採用してほしい、その半ばで亡くなられた方もたくさんおられます。そういう救済措置を求めるのは、やはり権利じゃないでしょうか。その方々が出されたこの請願がこの議会で不採択になったことは本当に残念であります。私は、この議会、このJR不採用問題早期解決のために全国の自治体が請願を採択したり意見書を上げていることに賛同していただいて太宰府市議会もこの請願を採択することを要求いたしまして賛成討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成4名、反対15名 午後1時58分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第39 意見書第1号 介護労働者の待遇改善を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第39、意見書第1号「介護労働者の待遇改善を求める意見書」を議

題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長のご報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第1号の審査における主な内容と結果をご報告します。

協議においては、実態からこの方たちには低賃金という問題が出てきていると思うので、待遇改善という立場からするとこの意見書は通すべきであるという意見が出されました。

本意見書に対する協議を終え、討論はなく、採決の結果、意見書第1号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

13番清水章一議員。

○13番(清水章一議員) 介護労働者の待遇改善を求める意見書について賛成の立場で討論させていただきます。

まず最初に、意見書の提出者として委員会で全会一致で原案のとおり可決していただきましたことに心から感謝申し上げます。もう既にご存じかと思えます。マスコミ等でも報道されておりますが、介護に従事する職員の待遇改善がいろんなところから求めておられます。そういった意味において、厚生労働省もこの介護サービス事業者の介護職員の給与が全産業平均と比べると12万円以上も少ないということも実態としてわかっております。しかし、厚生労働省は、こういった認識をしながらも依然として企業努力で待遇改善をすべきという主張は崩しておりませんでした。しかし、いろんな方面から、例えば福祉関係の学校の入学者が3割減少するとかそういう大きな問題も出てきておまして、介護保険の制度そのもの自体が危うい状況にもあると言われております。こういった中で、今年の2月14日、舛添厚生労働大臣もこの介護に関する待遇改善をどうしても見直さなくちゃいけないというような答弁もいたしております。そういった意味において、こういった意見書が可決されることによって介護のこの職員に関しまして待遇改善が一日も早くできますことを祈りまして、意見書の可決をされることを皆様方にご要望申し上げまして賛成討論にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後2時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 意見書第2号 道路整備の早期かつ着実な推進に関する意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第40、意見書第2号「道路整備の早期かつ着実な推進に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 意見書第2号。

本案につきましては、全国市議会議長会からの要望に応じまして対応をしてきたところであります。原案は、道路特定財源の確保等に関する意見書でありましたが、会派代表者会議等の意見の中で、名称等を検討し、そして全国市議会議長会からの原案を基本としながらも、本市独自として以下のとおり議会運営委員会の中で全会一致合意することができましたので、ご提起するものであります。

意見書を朗読し、提案にかえたいと思います。

道路整備の早期かつ着実な推進に関する意見書。

道路は地域の活性化や交通環境の改善、生活環境の向上を図る上で最も基礎的かつ重要な社会資本です。これまで13次にわたる5カ年計画の推進により道路整備が進められてきましたが、多くの地方部の道路事情は、幹線道路の容量不足、生活道路の未整備、通学道路等の歩道の未設置など、質、量とも十分とはいいがたく、その整備は喫緊の課題となっています。

平成19年度予算では、公共事業の削減がなされ、道路整備においても真に必要な道路が確実に行われているとは言えない状況になっています。また、三位一体の改革が進められた結果、地方公共団体は国庫補助金の削減等により、かつてない厳しい状況に置かれ、行財政改革の推進と財源の確保が急務となっています。

本市においては、幹線道路の整備は図られているものの、それに伴う交通量の増加や幹線道

路間の道路網が不完全であること、踏切による車両通行の遮断などにより、生活道路における交通事故や慢性的な交通渋滞が起っています。しかし、税制関連法の見直しなどにより道路財源が減少すれば、本市を初めとする多くの地方公共団体で道路整備に遅れが生じ、住民生活の停滞が予想されます。

よって、太宰府市議会は国会及び政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記。1つ、地方の実情を十分考慮し、道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。2つ、地方が真に必要な道路の整備が遅れることのないよう、必要な道路整備予算を確保すること。3つ、地方道路整備臨時交付金及び国庫負担金については、より一層の弾力的・重点的運用が可能となるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院・参議院それぞれの議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

自席へどうぞ。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後2時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第41、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第42、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成20年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成20年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午後2時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年5月28日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 安部啓治

会議録署名議員 大田勝義